

# 日本海漁業経営安定化方針

令和5年3月

北海道水産林務部

# 目次

<b>1 方針策定の趣旨</b>	1
<b>2 日本海漁業振興対策の取組状況</b>	2
(1) 日本海漁業振興対策の変遷	2
(2) 日本海漁業振興対策の取組成果	3
ア 漁場の有効利用による生産規模の拡大	3
イ 水産物の付加価値向上	4
ウ 増養殖技術の開発・普及	5
(3) 日本海海域の現状	6
<b>3 方針の考え方</b>	6
(1) 基本的な考え方	6
(2) 検討における視点	6
<b>4 方策の進め方</b>	9
(1) 取組方向	9
ア 地域における新たな増養殖の推進	9
(ア) 安定した収益確保に向けた更なる生産体制の見直し	9
(イ) 漁業生産活動の持続・発展に向けた労働力の確保や効率化	9
(ウ) 新たな増養殖対象魚種の検討	10
イ 増養殖対象魚種の付加価値向上	11
(ア) 付加価値向上に向けた取組体制の検討	11
(イ) 消費者ニーズを踏まえた販路の展開	11
(ウ) SNS等の活用による情報の発信	11
(2) 関係機関の役割	12
(3) 実施にあたっての関連施策	12
<b>5 その他</b>	14

# 1 方針策定の趣旨

本道の日本海海域※は以前から他の海域と比べて栽培漁業の割合が低いことが課題でありましたが、平成 20 年以降漁業生産の急激な減少により海域間格差が一層拡大したほか、漁業者の減少・高齢化や、磯焼けの進行、海獣被害の増大等により、日本海海域の漁業経営は急激に厳しさを増したことから、道では 26 年 12 月に日本海漁業振興基本方針（以下、「基本方針」と記載）を策定し重点的に漁業振興策を講じるとともに、30 年 3 月にはそれまでの取組状況を踏まえて当該基本方針を見直し、取組を一層推進するなど、日本海漁業の再生と発展を目指してきました。

これまで基本方針に基づき、養殖業の導入を中心とした生産体制づくりや未利用・低利用資源の活用、ブランド化等の取組が日本海各地で進められ、現在ムールガイ養殖やナマコのブランド化等の取組が精力的に取り進められており、近年の養殖ホタテガイや秋サケの生産増などを背景に漁業経営の改善が見られています。

しかしながら、海域の漁業全体を見ると、海洋環境の変化に伴う全道的な回遊資源の減少のほか、トドなどの海獣被害が発生している状況などにより、依然として経営状況が厳しい地域もあることから、進めてきた振興策の定着・発展や成果のあった取組の他地域への波及などを一層進め、日本海海域の漁業経営を底上げすることが必要となっています。

このため、日本海海域の漁業所得の向上により、安定した漁業経営を実現することを目指し、これまで基本方針に基づき進められた対策の成果を踏まえ、増養殖事業の定着などを一層図るため、具体的な方向性や施策を示す「日本海漁業経営安定化方針」を策定するものです。

※ここでは、図 1 に示したとおり稚内市～函館市（旧樞法華村）を指します。

また、海域別に表 1 のような漁業特性があります。

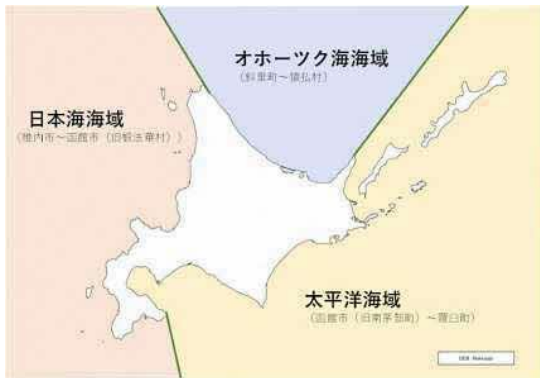


図 1 本道における海域区分

表 1 本道における海域別の漁業特性

海域		漁業特性
日本海海域	北部 (稚内市～積丹町)	採介藻、各種刺網、ほたてがい養殖、沖合底びき網 等
	南部 (神恵内村～函館市 (旧樞法華村))	採介藻、各種刺し網、底建網、いか釣り 等
太平洋海域	えりも以西 (函館市(旧南茅部町) ～えりも町)	こんぶ漁業、ほたてがい養殖、すけとうだら刺網、沖合底びき網、さけ定置網 等
	えりも以東 (広尾町～羅臼町)	こんぶ漁業、さけ定置網、さんま棒受け網、沖合底びき網 等
オホーツク海海域(斜里町～猿払村)		ほたてがい漁業、さけ定置網、かに籠、沖合底びき網 等

## 2 日本海漁業振興対策の取組状況

### (1) 日本海漁業振興対策の変遷

平成 26 年 12 月に策定した当初の基本方針では、漁業生産の急激な落ち込みや低い栽培漁業の割合などを課題に位置づけ、これらの解決に向けて後志・檜山地区をモデルに、速効性のある確実な対策を推進していくため、「新たな養殖業への取組」、「未利用・低利用資源の活用」、「漁場の有効活用」の 3 つの展開方向に基づき、漁港などの静穏域や外海を活用した養殖業のほか、漁業者自らが行う付加価値向上等の取組を進め、漁業振興を図ってきました。

30 年 3 月に改定した基本方針では、策定当初から進められてきたホタテガイの短期間養殖やキタムラサキウニを供給が少ない時期に出荷する取組（端境出荷）等に関し、「小規模な生産に留まっている」等の課題が生じたことを踏まえ、期間を令和 4 年度までに延長するとともに、「漁場の有効利用による生産規模の拡大」、「水産物の付加価値向上」、「増養殖技術の開発・普及」の 3 つの視点での展開方向を示し、養殖の規模拡大だけでなく、比較的資源の安定している沿岸資源を対象とした漁業を組み合わせた複合経営等に取り組み、日本海漁業の再生と発展を目指してきました。

また、令和 3 年度からはこれまで取り組んできた養殖において、海洋環境の変化による生産への影響や新型コロナウイルス感染症の影響による漁業経営の逼迫などの課題に対応するため、環境条件の変化に対応できる生産体制の構築を図ってきました。（図 2）

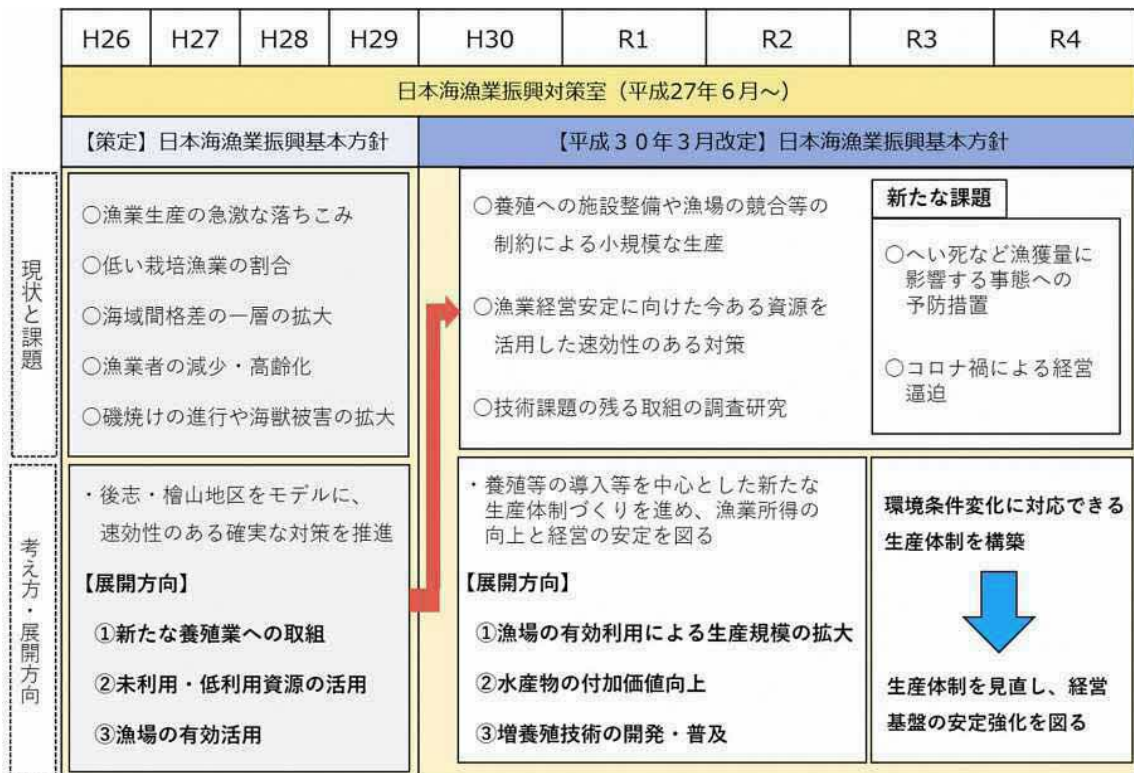


図 2 これまでの日本海漁業振興対策の変遷図

## (2) 日本海漁業振興対策の取組成果

基本方針に基づき行われた取組で得られた成果について、改定後の基本方針の展開方向の項目毎に紹介します。

### ア 漁場の有効利用による生産規模の拡大

日本海海域では、スケトウダラやホッケなど回遊性資源が減少・不安定化したことから、これらへの依存度を下げ、短期間で計画的かつ安定した水揚げが見込める養殖を進めることとしていましたが、既存の漁業との漁場の競合などから、全般的に小規模な生産に留まっていた。

このため、生産の増大や安定に向けた体制づくりを進めることとし、単純に養殖規模を拡大するだけでなく、漁業者がグループを作り、比較的資源の安定している沿岸資源を対象とした漁業等を組み合わせた複合経営に共同で取り組んできました。

これらの取組は、漁船漁業を主たる漁業としていた漁業者が、近隣の養殖漁業者から指導を受け、養殖技術の取得や向上を図る契機になったほか、複合経営による収益向上のモデルを示すことで、新たに共同で漁業に着手する事例や近隣地区に波及する事例も見られています。(図3)



図3 日本海海域における複合経営の例

## イ 水産物の付加価値向上

アの「漁場の有効利用による生産規模の拡大」の取組を進めるに当たっては、漁場の利用調整が必要であるため、成果を得るまでに時間を要することに加え、日本海海域では漁業生産の減少により取引規模が縮小し、産地市場での価格形成力が弱まっていたことから、少ない漁獲でも漁業者等の経営が成り立つよう対策を講じる必要がありました。

そのため、今ある資源の付加価値の向上や販売ルートが多様化等を図ることとし、各地域で漁業者自らが取り組む高鮮度流通やブランド化の取組等を進めてきました。

付加価値向上については、当初「未利用・低利用資源の有効活用」として船上での活めに着手し、取組を継続した結果、他地区との魚価の差別化が進んだ地区があるほか、低利用だったアカモクの商品化や単価の低かったブリのブランド化など様々な取組が進められています。

また、これまで高級食材として取引されていたナマコでは、漁業者自らの手で加工・商品化した乾燥ナマコを国の地理的表示（GI）保護制度に登録するなど、ブランドの更なる知名度向上に向けて取組を発展させています。（図4、5）

これらの取組により、付加価値向上に関する漁業者の意識が高まったほか、漁業者や漁協、市町村などからなる協議会を立ち上げ、地域一体となって普及活動に向けた取組に着手することで、漁業者自身の技術が向上するばかりでなく、優良な取組が他地域に波及しています。



図4 船上での活めの取組



図5 日本海海域におけるブランド化事例

## ウ 増養殖技術の開発・普及

日本海海域では、漁港など閉鎖的水域でのナマコの種苗放流や養殖試験が各地で行われている一方、放流効果や育成に適した餌料など未解明な部分が多いほか、養殖試験で良好に成長していたイワガキやムール貝などの二枚貝類では、養殖に用いる種苗等の安定的な生産技術の開発が課題となっていました。

このため、漁業生産の安定に向けて、漁業者の期待が大きいナマコの増養殖や、地方独立行政法人 北海道立総合研究機構（以下、「道総研」と記載）が新たな養殖魚種として導入を進めている二枚貝類養殖など、試験研究機関と連携しながら技術開発を加速し、現場への早期導入を進めました。

ナマコに関し、道では現在、漁港内における垂下式海中中間育成の試験結果をホームページなどで周知するとともに、籠を用いた養殖の実証試験に取り組んでいるほか、道総研では、放流マニュアルの策定を進めています。（図6）

また、二枚貝類については、道総研が日本海各地域で行った養殖技術の開発や事業検討を基に作成した養殖技術マニュアルの普及を図っており、日本海海域で養殖されたムールガイやイワガキはブランド化して販売されています。（図7）

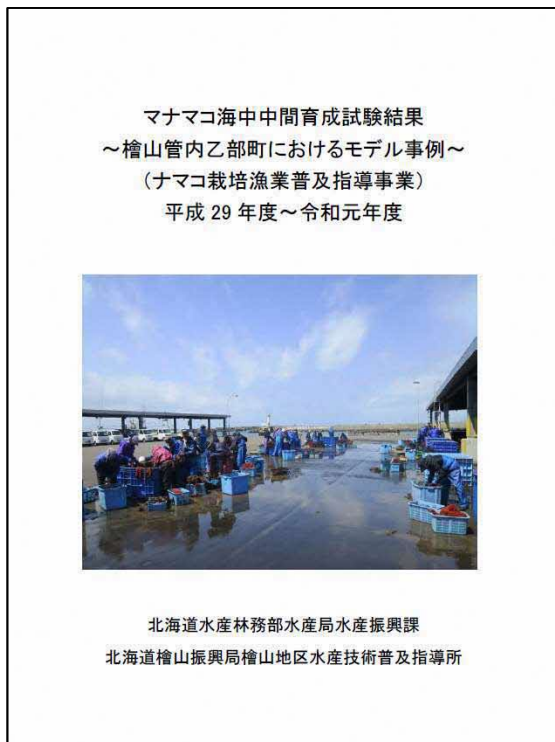


図6 漁港内における垂下式海中中間育成の試験結果



図7 ムールガイ、イワガキ養殖

### (3) 日本海海域の現状

日本海海域では、これまで基本方針に基づき養殖の生産体制づくり等を進めてきたことにより、生産額の減少が抑えられているほか、沿岸漁業生産に占める栽培漁業生産の割合が増加傾向にあるなど、漁業の構造が変化しており、漁業経営の安定化に一定の成果が見られつつあります。

これらにより当初の課題であった「海域間格差の一層の拡大」については、全道的に数量・金額が減少傾向である中、日本海海域は概ね横ばいとなるなど、情勢が変化しています。

しかしながら、漁業生産数量や沿岸漁業生産額に占める栽培漁業の割合については、他の海域を下回っている状況であり、日本海海域全体の中には、依然として漁業経営状況の厳しい地域が存在しています。(図8～図11)

## 3. 方針の考え方

### (1) 基本的な考え方

前述のとおり、基本方針に基づく取組により一部の漁業経営では改善の兆しが現れ始めていますが、日本海海域全体では、取組を実施しながらも経営改善に至っていない地域や、取組内容や実施体制の検討段階に留まっている地域も存在しています。

日本海海域の漁業経営の更なる安定には、これらの地域において、養殖の定着・発展の支障となっている課題の解消を進めるとともに、成果のあった事例を他の地域へ波及させることが必要であることから、これまでの振興策のうち、特に軌道に乗りはじめた新たな増養殖について、安定した収益確保に向け、生産体制の見直しや付加価値向上の具体的な方向性を示すことで、地域毎の取組の検討を促し、日本海海域の漁業経営の底上げを図っていきます。

### (2) 検討における視点

養殖の事業化には種苗代や施設の整備・維持の経費、さらには飼育管理に係る人件費や餌料代など、これまでの漁業とは異なる経費が掛かることから、養殖を定着・発展させるためには、生産規模の拡大やコスト削減など、**安定した収益確保に向けた更なる生産体制の見直し**のほか、**漁業生産の持続・発展に向けた労働力の確保や効率化**に加え、情勢変化への柔軟な対応として**新たな増養殖対象魚種の検討**など「**地域における新たな増養殖を進める取組**」が必要となっています。

また、生産物の価格安定を図るためには、販売先を常に確保・拡大させることが有効であるほか、品質やブランド力を高めることで、更なる付加価値向上が図られることから、バリューチェーンの構築など、**付加価値向上の取組体制の検討**や**消費者ニーズを踏まえた販路の開拓**、**SNS等の活用による情報の発信**など「**増養殖対象魚種の付加価値向上の取組**」が必要となっています。(図12)



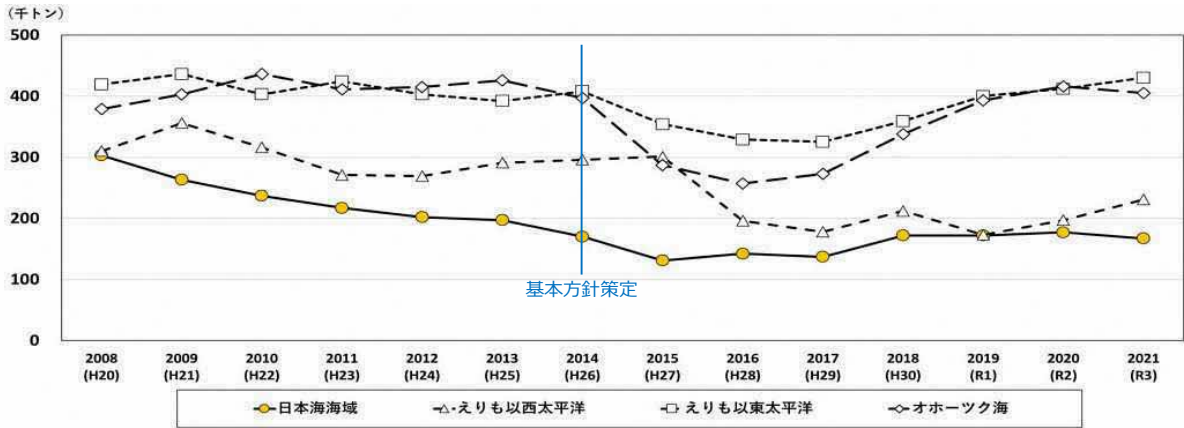


図8 海域別生産数量推移（生体重量）（北海道水産現勢より作成）

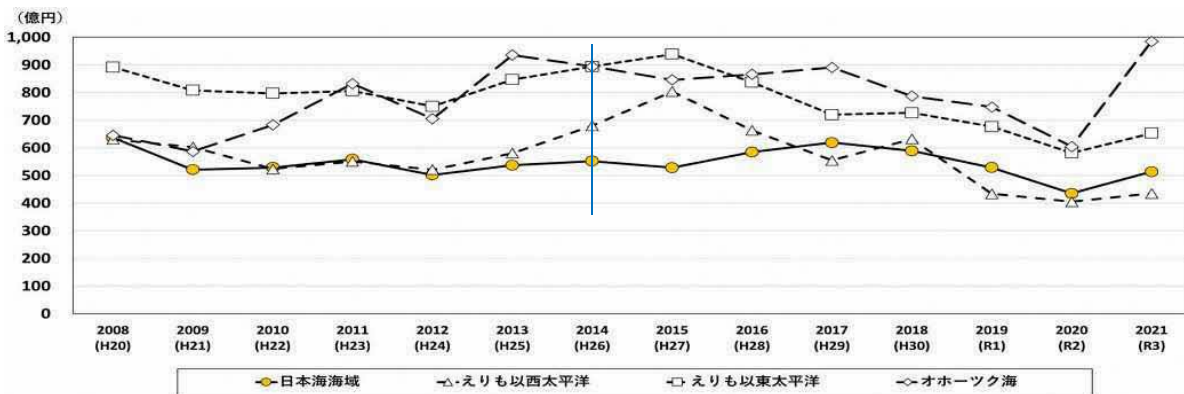


図9 海域別生産金額推移（北海道水産現勢より作成）

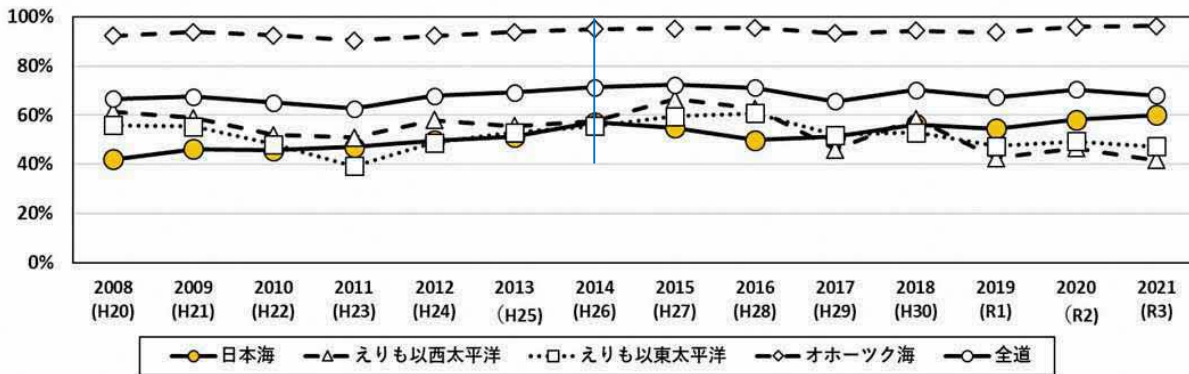


図10 海域別の沿岸漁業生産量に占める栽培漁業生産量の割合（生体重量）（北海道水産現勢より作成）

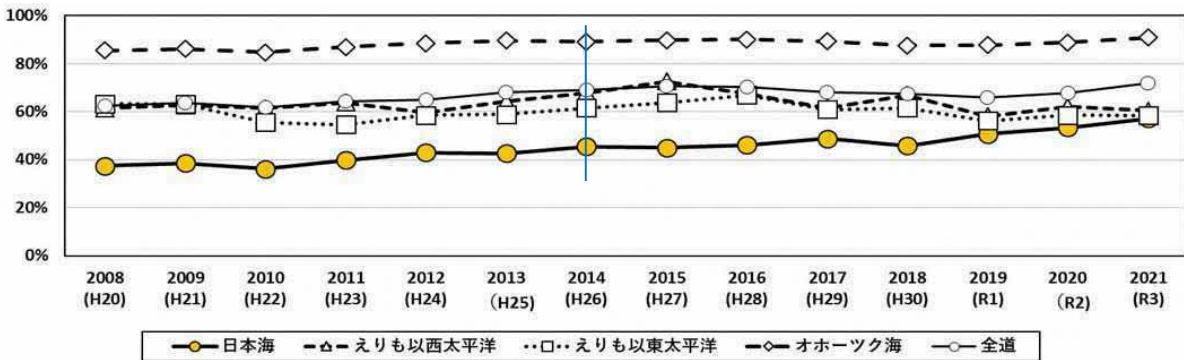


図11 海域別の沿岸漁業生産額に占める栽培漁業生産額の割合

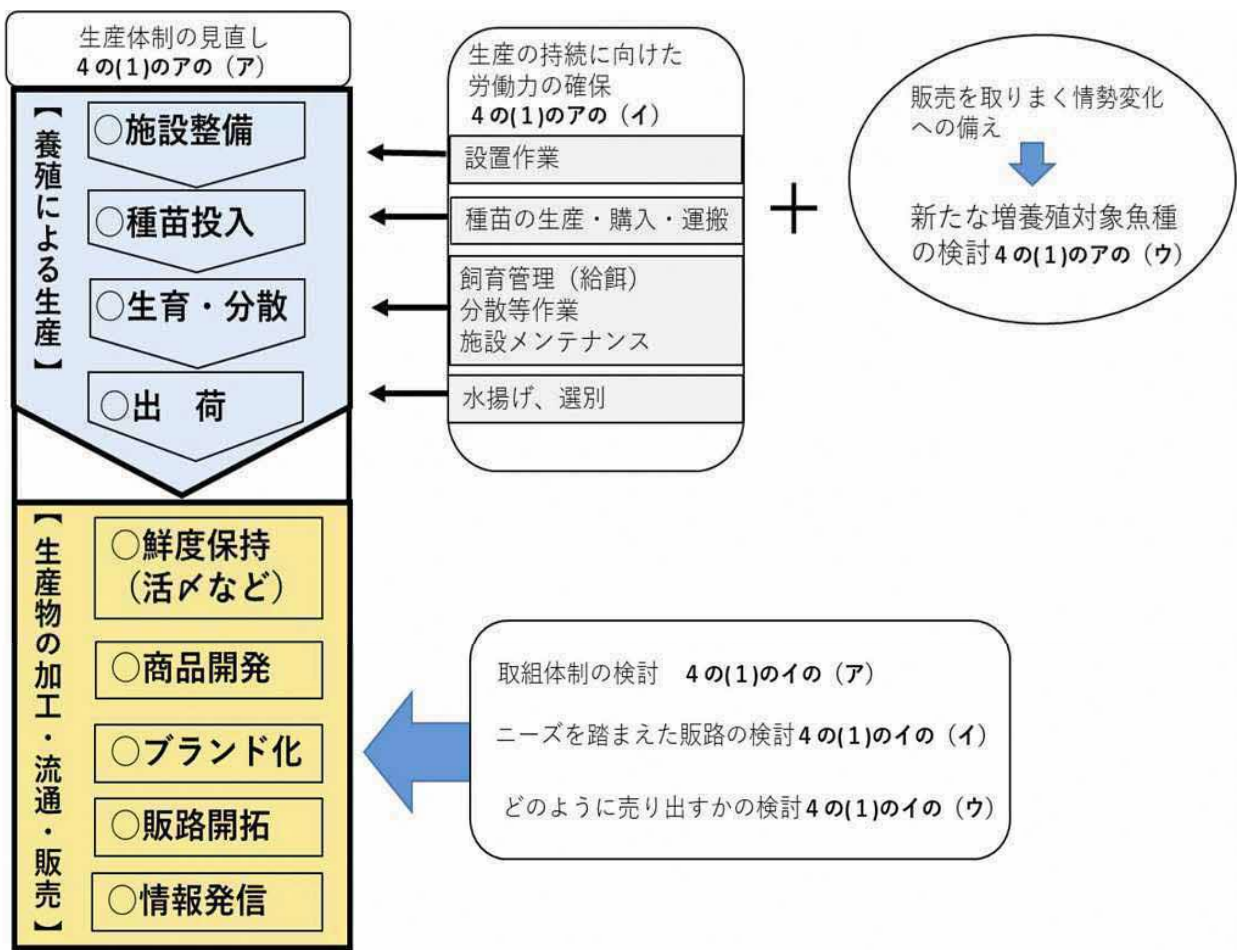


図 12 (参考) 検討における視点と取組方向のイメージ図

## 4 方策の進め方

### (1) 取組方向

#### ア 地域における新たな増養殖の推進

##### (ア) 安定した収益確保に向けた更なる生産体制の見直し

増養殖の取組の規模拡大や安定した生産を実現するためには、施設整備費の負担に加え、漁労経費が増大するため、コストの削減など事前に現行の生産体制を見直しておく必要があります。

このため、これまでの漁船漁業等で行っている漁業者単独の操業体制について、協業化・グループ化による体制を検討するほか、省エネ型の漁船や省力型の漁労機器の導入による効率化に取り組み、漁労経費等を削減することが有効です。これらは、漁業者間の協議を行いながら進める必要があるため、時間を要することとなりますが、再編成した地域の生産体制の中で確保出来た労働力や資金等の経営資源を地域内で最大限活用して取組を進めることができます。

また、これまでの基本方針に基づき取り組んできた養殖の中から、生産量の減少に影響する大量へい死や身入りの低下などへの対応が原因分析に留まり、対策まで至っていない等の課題が見えてきたことから、継続的なデータ収集や分析など環境変化に対応できる体制づくりを併せて検討する必要があります。

##### (イ) 漁業生産活動の持続・発展に向けた労働力の確保や効率化

日本海海域の漁業集落では、労働力が限られていることから、増養殖業の規模拡大や取組の波及を行っていくに当たり、地域内外の労働力の活用を事前に検討する必要があります。

また、ICT等を活用する「スマート水産業」を実現することにより、省コスト化・省エネ化を図ることで、生産性を向上させていく視点も必要です。

現在、本道においてスマート水産業の取組が少しずつ進んでいますが、ICT機器等の導入や維持に係る金銭的なコストは高額です。このため、闇雲に導入するのではなく、地域の実態を踏まえて必要な機器等を検討していく必要があります。養殖では、水中カメラを活用した遠隔地からの養殖環境の把握や、水中ドローンによる養殖施設の状況把握、自動給餌機による作業の効率化などの導入例があるほか、道では、コンブの陸上作業の機械化・自動化の実証を進めているところです。(図13、14)

ICT機器等の導入は、生産性を向上させることで、限られた労働力を別の作業に振り替えることに繋がるため、生産規模の拡大や新たな増養殖等への着手が検討できるようになるほか、地域の就業環境改善も期待できることから、長期にわたって地域に根ざして活躍する担い手を確保するための手段としても有効です。



図 13 水中ドローンを活用した  
養殖施設の状況把握



図 14 コンブの陸上作業の機械化・自動化  
の実証試験

### (ウ) 新たな増養殖対象魚種の検討

これまでの基本方針では、増殖に関してはナマコやウニを、養殖に関してはホタテガイやマガキなどの二枚貝類を中心に進めてきましたが、近年は新たな視点としてニジマスやサクラマスなどの魚類養殖の検討が地域で進められており、日本海海域でも漁港の静穏域を利用した養殖試験が進められています。魚類養殖については、餌料などの生産資材代が支出の中で高い割合を示すことに加え、実施に向けた体制やニーズを踏まえた販路の確保など検討する項目が多く、先進的に実施している事例を参考に検討する必要があることから、他地域と情報を共有しながら進めることが有効です。(図 15、16)

また、増養殖魚種の販売は、天然魚の漁獲量、海外からの輸入量などの情勢に左右されることから、情勢変化に柔軟に対応できるよう新たな増養殖対象魚種の検討を進めることも重要となるため、今後新たに取組に着手する際には、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（栽培漁業基本計画）」やこれまで基本方針に基づき進めてきた取組成果を踏まえ、地域条件や情勢に沿って対象魚種を検討していくことが必要です。



図 15 日本海地域での魚類養殖風景



図 16 魚類等養殖事業化推進会議 (R3)

## イ 増養殖対象魚種の付加価値向上

### (ア) 付加価値向上に向けた取組体制の検討

生産物の付加価値を高めるためには、漁業者自ら品質の向上と均一化を進めることや、加工業者や流通業者との連携を図りニーズに合わせた販売を行い、バリューチェーンの構築などを進めることが有効であるため、取組を進めていくに当たり、アの「地域における新たな増養殖の推進」と同様に、地域条件に合った実施体制を検討する必要があります。

具体的には、これまで基本方針の展開方向として位置づけてきた流通加工業や観光業等との連携強化による販売対策の促進に加え、取引履歴等の電子化や加工施設・設備の共同利用などを進め、生産から販売に至るまでの一連の活動においてコストの削減を図っていくことが有効です。

### (イ) 消費者ニーズを踏まえた販路の展開

長期的に水産物の消費量が減少傾向の中、令和2年度以降、感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で食事の場が外食から家庭食にシフトし、中食・内食での水産物の消費拡大の兆しが見えたほか、水産物の輸出が増加傾向にあるなど、流通の情勢が変化していることから、付加価値向上を図るため、宅配・個配やネット通販の増大などを踏まえて、どの消費者層をターゲットにするのかを事前に検討する必要があります。

### (ウ) SNS 等の活用による情報の発信

近年、インターネットを利用した販売での食料消費が増加していることから、知名度や付加価値の向上に向けて、地域でのイベントやインバウンドに向けた水産物の展開に加えて、SNS により水産物の魅力を発信するほか、インターネットを用いたニーズ等の調査を活用し、効果的な PR を行うなどにより他地区との差別化を図ることが有効です。(図 17、18)



図 17 SNS による地域水産物 PR



図 18 インターネットを活用した  
ニーズ等のアンケート調査

## (2) 関係機関の役割

日本海漁業振興に関しては、これまで基本方針に基づいて設置された地域協議会が中心となり進めてきたことから、本方針においてもこの枠組みを活用することとし、漁協や市町村が中心となって、地域漁業の将来像を共有しながら、振興局や系統団体、試験研究機関等を含めて検討を進めていくこととします。

関係機関	主な役割
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会への参画</li> <li>・取組方策への指導、助言（他地区への普及を含む）</li> <li>・漁場の有効活用に向けた協議促進</li> <li>・漁港の利活用に向けた検討</li> <li>・必要な施設等の取得や養殖技術等への支援</li> <li>・その他関係機関との連絡調整</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会の設置及び運営</li> <li>・取組方策への指導、助言</li> <li>・必要な施設等の取得への支援</li> </ul>
漁協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会の設置及び運営</li> <li>・取組方策の検討</li> <li>・漁業者の取組や経営安定に関する指導</li> </ul>
漁業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会への参画</li> <li>・取組方策の検討及び実施</li> </ul>
系統団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会への参画</li> <li>・取組方策への指導、助言</li> </ul>
研究機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会への参画</li> <li>・増養殖技術や加工技術の開発及び普及、助言</li> </ul>

## (3) 実施にあたっての関連施策

取組を進めるに当たり、現在活用可能な国や道の施策を紹介します。

区分	事業名	事業概要
地域における新たな増養殖の推進	●漁業構造改革総合対策事業	資源管理に取り組む漁業者の新しい操業・生産体制への転換等を促進し、高性能漁船の導入等による収益性向上や、認定された養殖業改善計画に基づくマーケット・イン型養殖業等の実証等の取組を支援。

区分	事業名	事業概要	
地域における新たな増養殖の推進	(ア)	●水産業成長産業化 沿岸地域創出事業	収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組むため、沿岸漁村地域において必要な漁船、漁具等のリース方式による導入を支援。
	(ア) (ウ)	●浜の活力再生・ 成長促進交付金	漁業所得の向上を図るため、共同利用施設の整備等に支援。
	(ア) (ウ)	●水産業競争力強化 緊急施設整備事業	広域浜プランに基づく、競争力強化のために必要となる共同利用施設の整備等を支援。
	(ア) (ウ)	●水産基盤整備事業	地域の漁業実態に合わせた漁港の有効活用促進に向けた既存漁港施設の改良等を実施。
	(ア) (ウ)	●漁港機能増進事業	増養殖の推進や漁港の利用区分による漁港のストック効果の最大化を図るため、港内における増養殖施設の整備等を実施。
	(ア)	○漁業近代化資金 利子補給金	漁業者等の経営の近代化を目的に、利子補給により資本整備の高度化を図る。
	(ア)	○沿岸漁業改善資金 貸付事業	沿岸漁業従事者等の経営改善等を図るため、水産業改良普及組織等の行う普及指導活動との密接な連携のもと、必要な資金を無利子で融資。
	(イ)	●スマート水産業 推進事業	漁業者等が行う ICT 機器等導入の取組を支援。
	(イ)	●デジタル田園都市 国家構想交付金 (デジタル実装タイプ)	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、取組を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要なハード/ソフト経費を支援。
増養殖対象魚種の付加価値向上	(ア)	●水産バリューチェーン事業	競争力のある加工・流通構造の確立や水産物の消費拡大のため、生産・加工・流通・販売が連携しマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築等を支援。

区分	事業名	事業概要
増養殖対象 魚種の付加 価値向上	(ア) ●水産物輸出拡大 連携推進事業	水産物のバリューチェーン関係者が連携し、付加価値の高い競争力ある水産物を輸出できる体制を整備するためのモデル事業としての取組等に支援。
	(ア) ●食品産業の輸出 向け HACCP 等 対応施設整備 緊急対策事業	加工食品などの輸出拡大に向け、輸出先国等の規制に対応するため、製造・加工、流通などの新設及び改修、機器の整備に係る経費等を支援。
	(ア) ●浜の活力再生・ 成長促進交付金 (再掲)	漁業所得の向上を図るため、共同利用施設の整備等に支援。
	(ア) ●水産業競争力強化 緊急施設整備事業 (再掲)	広域浜プランに基づく、競争力強化のために必要となる共同利用施設の整備等を支援。
	(ア) ○漁業近代化資金 利子補給金(再掲)	漁業者等の経営の近代化を目的に、利子補給により資本整備の高度化を図る。
	(ア) ○沿岸漁業改善資金 貸付事業(再掲)	沿岸漁業従事者等の経営改善等を図るため、水産業改良普及組織等の行う普及指導活動との密接な連携のもと、必要な資金を無利子で融資。
	(イ) (ウ) ○道産水産物営業 プロジェクト	若手職員が生産と販売の現場の橋わたし役となって販路開拓や商品 PR を実施。
	(ウ) ○SNS による北海 道の水産情報発信	水産業・漁村に対する道民理解の促進と、道民の水産業の振興に対する自発的な関わりを促すため、SNS を活用して北海道の水産業の魅力を発信。

●：国事業

○：道事業

## 5. その他

当方針は、道が策定している北海道水産業・漁村振興推進計画及び水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（栽培漁業基本計画）と併せて振興策を検討したのですが、今後、大きな社会経済情勢の変化があった場合などは、必要に応じて方針の見直しを行います。